

一般社団法人 奈良県サッカー協会 第4種委員会 規約

第1章 総 則

(名称と組織)

第1条 本会は、一般社団法人奈良県サッカー協会第4種委員会（以下、本委員会という）と称し、一般社団法人奈良県サッカー協会（以下、県協会という）加盟登録チームのうち、第4種加盟登録チームを持って組織し、県協会の内部機関として機能する。

(目 的)

第2条 本委員会は、県協会の事業のうち第4種加盟登録チームが参加する事業の円滑な運営を図り、奈良県における U-12 年代のサッカーのレベルアップをめざし、豊かな精神の涵養と人格形成に資することを目的とする。

(事業など)

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 競技会の主催と後援
2. 選手の育成に関する事項
3. 指導者育成に関する事項
4. 審判員育成に関する事項
5. その他、本委員会の目的達成に必要な事業

(事務局)

第4条 本委員会の事務局は、委員長の定めるところにおく。

第2章 役 員

(役員の構成)

第5条 本委員会に、次の役員をおく。

1. 委員長 1名
2. 副委員長 2名以内
3. 事務局長 1名
4. ブロック長 4名
5. 委 員 若干名
6. 監 事 若干名
7. 顧 問 若干名

(役員を選出方法)

第6条 本委員会の役員は、第4種委員会（以下、委員会という）の決議により推挙し、第4種委員会総会（以下、総会という）において承認を受けるものとする。

1. 委員長及び副委員長・ブロック長は、第4種委員の中から互選する。
2. 事務局長及び監事は、第4種委員の中から委員長が推挙する。
3. 顧問は委員長が推挙する。

(役員の仕事)

第7条 委員長は本委員会を代表し、会務を統括する。

1. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。
2. 事務局長は、委員会全般の事務及び会計事務を処理する。
3. ブロック長は委員会の方針に基づき各ブロック所定の事務を処理する。
4. 委員は、委員会を構成し、別に定める事項を審議決定するとともに専門委員会を編成し、委員会の方針に基づき所定の事務を処理する。
5. 監事は、本委員会の会計事務および委員会の業務遂行を監査する。
6. 顧問は、本委員会に指導・助言を行う。

(役員の仕事)

第8条 本委員会の役員の仕事は2年とする。ただし再任は妨げない。補欠として選任された者および新たに選任された者の仕事は、前任者および現任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第9条 本委員会の会議には、総会および委員会ならびに専門委員会がある。

(総会)

第10条 総会は、委員長が招集し、毎年一回定時に開催するほか、委員長が必要と認めたとき、または2分の1以上の加盟登録チームの代表者の要請があったときは臨時に開催することができる。

第11条 総会は、2分の1以上の加盟登録チームの代表者の出席（出席できない場合は委任状）により成立し、議事は出席者の過半数の賛成をもって決議する。
総会の議長は、事務局長が当たる。

第12条 総会は、次の事項を審議決定する。

1. 役員の仕事に関する事。
2. 予算および決算の仕事に関する事。
3. 事業報告および計画の仕事に関する事。

4. 規約の改廃に関する事。
5. その他、本委員会の重要事項に関する事。

(4種委員会)

第13条 委員会は、委員長および委員を持って構成し委員長が招集する。また、委員の2分の1以上が開催の事由を示して請求したときは停滞なくこれを召集しなければならない。

第14条 委員会は、委員の2分の1の出席により成立し、議事は出席の過半数で決議する。

第15条 委員会は、次の事項を審議決定する。

1. 役員の推挙および選任に関する事。
2. 事業計画の立案および実施に関する事。
3. 予算編成および決算に関する事。
4. 本規約および諸規定ならびに要綱の作成・修正などに関する事。
5. その他、本委員会の運営上特に必要と認めた事項。

(専門委員会)

第16条 委員会は、必要と認めたとき、次の専門委員会を設置することができる。

1. 総務委員会
2. 競技委員会
3. 技術委員会
4. 審判委員会
5. 規律裁定委員会
6. フットサル委員会
7. キッズ委員会
8. 女子委員会
9. 施設委員会

第17条 専門委員会の所管事項は、別に定める。

第4章 会計

(会計年度)

第18条 本委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

(収入)

第19条 本委員会の経費は、次により支弁する。

1. 事業収入
2. 県協会補助金
3. 寄付金
4. その他の収入

(特別会計)

第20条 本委員会は、必要がある場合、委員会の決議により特別会計を設けることができる。

(決算報告、その他)

第21条 本委員会の会計は、決算ならびに年度途中で県協会が必要とする場合、県協会に報告しなければならない。

第5章 その他

(規約等)

第22条 本委員会の規約の改廃は、総会において、加盟チームの代表者の3分の2以上の賛成をもって行うことができる。

第23条 本委員会は、本規約のほか、公益財団法人日本サッカー協会規約および県協会の規約を遵守する。

附 則

1. この規約は、2006年4月1日より実施する。
2. この規約は、2016年4月1日より実施する。
3. この規約は、2019年4月1日より実施する。
4. この規約は、2024年4月14日より実施する。